

山陰海岸国立公園の海域公園地区における採捕規制区域(案)及び採捕規制動植物(案)の指定について

1. 概要

山陰海岸国立公園は、著しく発達した海食地形、鳥取砂丘に代表される砂丘等、陸と海とが一体となった海岸景観が特徴である。海中には豊かな藻場が形成され、特に良好な藻場が分布する五色浜・豊岡・竹野・浜坂第1号・浜坂第2号・浦富海岸の6箇所は海域公園地区に指定されている。

また、藻場に生息・生育する動植物も含めた海中景観を保全していくため、同海域公園地区の全域を自然公園法第22条第3項第2号に基づく動植物の採捕等を規制する区域(以下、「採捕規制区域」という。)に指定するとともに、必要な動植物については採捕等を規制する動植物(「以下、「採捕規制動植物」という。)」に指定し、適正な保護を図っている。

平成21年度から平成23年度に山陰海岸国立公園の海域公園地区及び周辺海域において実施した調査により、周辺海域においても、現行の海域公園地区と一続きになった良好な藻場が広がっていることから、この周辺海域を既存の海域公園地区の拡張として海域公園地区に指定することを、また汀線から沖合1kmの海域については陸域と一体となった景観の保護及び適正な利用を推進するため、新規の指定として海域公園地区に指定することを、平成26年1月27日の中央環境審議会において、諮問し、適切である旨の答申を得たところ。

本指定案は、既存の海域公園地区の拡張により海域公園地区に指定した海域における海域景観の保全を図るため、既存の海域公園地区と一体の採捕規制区域として指定するとともに、採捕規制動植物を指定するもの。なお、採捕規制動植物については、平成21年度から平成23年度に環境省で実施した調査及び地域の関係者等との調整を踏まえ、必要な動植物を指定する。

2. 採捕規制区域及び採捕規制動植物

採捕規制区域(詳細は、掲載資料2及び掲載資料3のとおり。)

1. 五色浜	31.3ha
2. 豊岡	17.8ha
3. 竹野	18.8ha
4. 浜坂第1号	18.0ha
5. 浜坂第2号	19.6ha
6. 浦富海岸	40.8ha

採捕規制動植物

上述の採捕規制区域において、1目5科16属17種を採捕規制動植物に指定する。(詳細は、掲載資料2のとおり。)